

## 適用建築物の範囲、設計上の留意事項について

2017.5.1

日本建築総合試験所 性能評定課

### 1. 適用建築物の範囲

工法の適用範囲において、適用できる建築物の範囲（階数、建築物の高さ、軒の高さ、延べ面積）を日本建築学会「小規模建築物基礎設計指針」（以下、“小規模指針”と称す）を参考に、明示いただくことにしています。

既証明案件では、このうち、軒の高さおよび延べ面積の 2 項目について、申込者の要望により個別に調整している案件がありますが、今後、適用建築物の範囲の上限を下記のとおり規定することとしました。

- ① 地上 3 階以下
- ② 建築物の高さ 13m 以下
- ③ 延べ面積 1500 m<sup>2</sup>以下（平屋に限り 3000 m<sup>2</sup>以下）

註) ※1 上記条件より厳しい側の規定はできますが、緩和する側の規定は一切できません。

※2 軒の高さの規定は省略します。

※3 設計施工指針等において、以下の地盤調査箇所数に関する規定を記載してください。（建築面積（延べ面積）が大きくなることを適切に評価できる他の方法がある場合はそれによることができます。）

「原則として、SWS 試験は建設予定の建築物の四隅を含む 5 箇所以上で実施し、建築面積が 200 m<sup>2</sup>を超える場合は、超過面積 200 m<sup>2</sup>毎に 2.5 箇所（小数箇所数となる場合は整数に切り上げ）以上 SWS 試験を追加実施することとする。なお、大型動的コーン貫入試験を実施した場合には調査箇所数に含むことができる。」

#### 今後の対応

新規案件：上記条件を設定してください。

既証明案件：軽微改定で上記条件に合わせる変更対応が可能です。上記条件より幅広い側で既証明を取得している案件の改定・更新においては、上記条件への修正をお願いします。

### 2. 設計上の留意事項について

性能証明の内容は、鉛直支持力についてのみを対象にしております、このことは証明書(鑑)の証明内容にも明記しています。基礎の設計においては、鉛直支持力以外にも例えば水平力(水平抵抗)の検討等が必要になる場合があります。小規模指針では①地上 3 階以下、②建築物の高さ 13m 以下、③軒の高さ 9m 以下、④延べ面積 500 m<sup>2</sup>以下 を適用建築物と定義し、この範囲であれば、建築物規模や地盤補強材と基礎スラブの納まり等から水平力の検討を省略しても安全性は担保されると解説しています。

日総試の性能証明では、延べ面積について小規模指針を上回る規定が可能ですが、実際の設計(確認申請)において、鉛直支持力の検討以外に何の検討が必要なのかは、建築主事、設計者等におかれて適切に判断していただくようお願いします。

以上

参考 1：スラリー系機械攪拌式地盤改良工法のうち、配合をあらかじめ決めた仕様で施工を行いモールド管理等を行う工法の適用建築物の範囲は、小規模指針の適用範囲（2.の①～④）のままとします。

参考 2：地盤補強工法の根拠法令は、平成 13 年国交省告示第 1113 号第 4 です。